

契約番号：2025029429-40

工 事 名：上道北方地内尺藤池廃止工事（7-1）

| (質問)   | (回答)   |
|--|--|
| 1<br>施工 第0-0055号表 諸雑费率の対象となる項目を教示ください。また、諸雑费率の範囲内で丸めますか。         | 施工 第0-0055号表 飛石防止柵における諸雑費による率計上の対象となる項目は、同施工内訳表内で計上されている土木一般世話役、とび工、普通作業員、ラフテレーンクレーン賃料の金額が該当します。また、100掛m2あたりの施工単価が百円単位になるように、諸雑費による率計上の金額の範囲内で端数調整しています。 |
| 2<br>施工代価表55号 諸雑費の対象は、上記すべてと考えてよろしいですか。                          | 回答1を参照してください。  |
| 3<br>施工第55号表 諸雑費の対象は労務費、賃料(上記すべて)でよろしいですか？異なる場合対象項目を開示願います。      | 回答1を参照してください。  |
| 4<br>施工 第0-0055号表 飛石防止柵にあるラフテレーンクレーン賃料の単位が(人)となっていますが、正しいのでしょうか。 | 施工 第0-0055号表 飛石防止柵で計上しているラフテレーンクレーン賃料の単位について、(人)は誤りであり、(日)が正しい単位です。数量に変更はないため、積算はそのまま行ってください。  |